



平成 20 年 4 月 23 日

各 位

会社名 株式会社ソフマップ
代表取締役社長 野口 進
(コード番号 2690 東証第 2 部)
問合せ先 取締役財務本部長
鈴木 和重
TEL:03-3251-3000

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 4 月 23 日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について、平成 20 年 5 月 29 日開催予定の第 26 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) インターネットの普及を考慮し、利便性向上および公告手続合理化のため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更いたします。同時に、やむを得ない事由により電子公告を行なえない場合の措置を定めるものであります。
- (2) 補欠監査役の子選を毎年行う煩雑さを勘案して、補欠監査役の子選の効力の期間を定める規定を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総則 (公告方法) 第 5 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 (新 設)</p> <p>第 40 条～第 43 条 (条文省略)</p>	<p>第 1 章 総則 (公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 (補欠監査役の子選の効力) <u>第 40 条 会社法第 329 条第 2 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>第 41 条～第 44 条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 20 年 5 月 29 日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 20 年 5 月 30 日(金曜日)

以 上
 <本件についてのお問い合わせ>
 株式会社ソフマップ 経営企画部 経営戦略室(広報・IR)
 (電話) 03-3253-0082 (ファックス) 03-3253-4228 (Mail)ir@sofmap.com